

# 中小企業等協同組合法

（昭和24年6月1日法律第181号）

最終改正：平成18年12月15日法律第109号

（最終改正までの未施行法令）

平成16年6月9日法律第88号（未施行）

平成17年10月21日法律第102号（未施行）

平成18年6月2日法律第50号（未施行）

平成18年6月14日法律第65号（未施行）

平成18年6月21日法律第83号（未施行）

平成18年12月15日法律第109号（未施行）

平成19年5月25日法律第58号（未施行）

平成19年6月1日法律第74号（未施行）

## 第1章 総 則

### （法律の目的）

**第1条** この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### 1 中小企業の組織と相互扶助精神

本条は、この法律の趣旨、精神、目的を明らかにし、法律運用の基本的原則を示している。

中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、製造業出荷額の5割以上、卸売業販売額の6割以上、小売業販売額の7割以上を占め、雇用面でも、7割以上の従業員を支えており、極めて重要な地位を占めている。このような重要な地位を

占めながらも、大企業と比し、技術、人材、情報、資金調達力等の経営資源が不足しており、1企業でこれらすべてを備えることは非常に大きな困難が伴う。このような状況を改善し、企業の力を向上させることが何よりも重要であるが、そのための基本となるものが組織の力である。本法の目的は、この組織を通じて、中小企業者等が抱える諸問題を解決し、中小企業者等の経済的地位の向上を図ることにある。

この法律の適用対象となる者は、中小企業者とその他の者で、中小企業者とは中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者であり、その他の者とは勤労者等である。

中小企業者等は、資本主義社会においては、大企業と比し、公正な経済活動の機会を確保することが困難であり、その不利を除くためには、中小企業者等が相互に緊密な結合を図り、組織の力によって競争力を強めることが効果的である。

単に資本を募って事業を行うだけならば、株式会社組織によることができ、それがまた適当でもある。

しかし、この法律による組織、すなわち中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、単に出資をするだけでなく、組合員たる中小企業者等が相互扶助の精神に基づき、単独では不足する経営資源を協同組織により相互に補完することを基調として、組合員自らの創意により共同事業を行うところにその特長がある。組合は、それ自体営利を目的とするものではないが、一つの経済主体として外面的に取引社会に立ち現れるところでは、会社その他の企業体と変わるところがない。しかしその内面的な組織並びに精神においては、会社等とは著しく相違している。ここに中小企業者等の組織としての組合の意義がある。

組合は、政治、文化、社交、慈善の団体ではなく、あくまでもそれは経済団体である。しかし、経済団体ではあるが、それは単なる利益擁護団体又は利益団体ではなく、あるいは統制を目的とするものでもない。組合員のための、組合員による、組合員の組合であることを目指して、協同して各種の必要な事業を行うことを本質としなければならない。

中小企業者は、中小規模であるがゆえの短所又は弱みを持つが、同時にまた中小規模であるがゆえの長所又は強みを持っている。

この弱点を補い長所を発揮させるためには、協同して事業を行うことが最も効果的であり、その共同事業を行うところに組合の存立意義がある。

## 2 経済活動の促進

この法律は、組織を通じて、中小企業者の公正な経済活動の機会を確保することを目的としている。中小企業者は、個々ではその経済力は弱い、これを組織化し、事業を協同化することによって、その競争力を強めることができ、公正な経済活動の機会を確保することができる。

この法律による組合は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）の適用が原則として除外されている。これは中小企業者等が組織化し、共同事業によってその競争力を強めることは、独占禁止法の趣旨に反するものではなく、かえって公正な競争の機会を与えるものであって、中小企業等の組織と共同事業は経済民主化を拒むものではなく、むしろこれこそ経済の民主化を促進する場合が多いからである。

従来から中小企業者は、経済取引の場面において、大企業等に比較して不利な立場に立たされ、自主的な経済活動を行うことが困難な状況に置かれることが多くあった。第一に縦の関係においては、大企業、親会社、卸問屋等から種々の制約を受け、これに従っているか、又は従わないまでもその支配下に置かれていた。第二には、横の同業者の関係においても、資本力を持つ大企業に圧迫されており、極めて不利な条件の下に経済活動を行うほかなかったのである。

このような取引の力関係から、その時々には種々の不利な条件を付されても、個々の中小企業では対抗措置を講ずることは困難であり、組織の力によって対応することが必要とされたのである。

この法律では、組合が組合員の競争力を補強するための手段として、団体協約の締結事業ができるようになっており、これによって不利な取引条件等について、自主的に問題を解決する途が拓かれている。

中小企業者等の経済的地位の向上を図ることは、組合の究極の目的とするところであり、この法律の根本目標とするところである。組合の事業は、組合自体の営利追求のために行われるのではなく、また、営利会社のように利益を構成員に配当することを目的として行われるものでもない。組合事業の本質は、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、それによってその経済的地位の向上を図るところにある。

したがって、組合の経営の適否は、組合の事業を通じて組合員の経営がどれだけ合理化され、それによって組合員の経済的地位がどれだけ向上したかによって評価されなければならない。

# 「中小企業組合定款参考例」について

全国中小企業団体中央会

## 1 「事業協同組合等模範定款例」（中小企業庁）の廃止

中小企業庁は、平成12年5月30日、中小企業庁経営支援部長名の通達として定めていた「事業協同組合等模範定款例」を廃止し、その旨を各通商産業局長（沖縄開発庁沖縄総合事務局長）及び都道府県知事に通知しました（「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関する関係通達の一部改正等について」（平成12年5月30日付け平成12・04・07企庁第1号））。

これは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）に基づき、「中小企業等協同組合法」（以下「中協法」という。）及び「中小企業団体の組織に関する法律」における都道府県に対する機関委任事務が廃止されたこと等に伴ってとられた措置です。

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、中協法等の規定は、絶対的必要記載事項及び別に定めた場合には相対的必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしており、また、中協法等に政令あるいは省令により模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方に基づいて廃止することとされたものです。

## 2 「中小企業組合定款参考例」（全国中央会）の策定

全国中央会では、平成12年4月11日、「中小企業組合定款参考例」を策定・公表しました。

これは、中小企業組合が、定款の作成・変更に際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして、お示ししたものです。

## 定款作成に当たっての基本的留意事項

組合の定款は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもって行ってください。定款の管理に当たっては、次のような事項に留意することが大切です。

1. 定款は、組合の組織と運営に関する基本規則ですから、組織・運営の大綱を規定するとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ることが適切です。
2. 定款の作成に当たっては、この定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、組合の実情に即したものにする必要があります。
3. 定款の内容は、常に組合の実情に即したものでなければなりませんので、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更する必要があります。
4. 組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続の明確化等を図ってください。
5. 規約・規程についても、組合の実情に即するよう、積極的に設定・改廃してください。
6. 規約は、「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合員間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の権限に属します。
7. 規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。
8. 定款及び規約は、必ず組合の各事務所に備え置いてください。

# 事業協同組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定	平成12年4月11日	12全中発第 20号
改正	平成13年3月28日	12全中発第1952号
改正	平成15年2月1日	14全中発第1139号
改正	平成18年7月5日	18全中発第 422号
改正	平成19年3月23日	18全中発第1777号

---

## 〇〇協同組合定款

### 第1章 総 則

#### (目 的)

**第1条** 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

#### (名 称)

**第2条** 本組合は、〇〇協同組合と称する。

#### (地 区)

**第3条** 本組合の地区は、〇〇の区域とする。

#### (事務所の所在地)

**第4条** 本組合は、事務所を〇〇市（町村）に置く。

---

(注1) 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

(注2) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

#### (事務所の所在地)

**第4条** 本組合は、主たる事務所を〇〇市（町村）に、従たる事務所を〇〇市（町村）に置く。

---